

## 第4章 研究部における調査研究

### 第1節 研究部設置の目的

総務省組織令の定めるところによれば、自治大学校は、単に、地方公務員に対する研修を行い、また、地方公共団体の研修機関に対する技術的助言を必要に応じて行う等のいわば研修機関としての機能を営むにとどまらず、これとともに、地方自治について調査研究し、これらに関する資料を収集編集する等、いわば調査研究機関としての機能をも有する。

研究部は、上記のような調査研究機関としての自治大学校の調査研究に関する事務を所掌するために設けられたものである。

### 第2節 研究部の分掌事務

総務省組織規則第82条の規定によれば、研究部は次の事務をつかさどるものとされている。

- 1 研修のため必要な資料の収集を行うこと。
- 2 地方公務員に対する研修の内容及び方法に関する調査及び研究並びにその成果の刊行を行うこと。
- 3 地方自治に関する調査及び研究並びにその成果の刊行を行うこと。
- 4 地方自治に関する資料の収集、編集及び保存を行うこと。
- 5 図書を備え付け、及び利用に供すること。

### 第3節 研究部の活動

#### 1. 概 説

自治大学校開校後、研究部で担当した最初の事業は、各地方公共団体の研修担当者の強い要望により、昭和29年9月27日～28日の2日間にわたって行われた研修責任者講習会の開催と、昭和29年10月1日に創刊された自治大学校機関誌「地方研修」の刊行であった。この研修責任者講習会の際に、会議資料として、各地方公共団体で行われている研修の実態を調査した研修実施概況報告書を作成した。

翌昭和30年には、研修上の問題点について協議するため、各地方公共団体の研修担当者により地方公務員研修責任者協議会が設立された。またその機会に、地方公務員研修の実態を調査し各研修機関の事務処理上の参考にするため、研修実施状況に関する調査が行われた。この調査はその後各地方公共団体の要望により毎年定期的に行われることになり、自治大学校では研究部が中心となってその調査結果を取りまとめ、「地方公務員研修概況」として地方研修機関の事務処理上の参考にするため、各地方公共団体に配布した。

次いで昭和32年4月には、自治大学校が公務研修協議会へ加入することとなり、それまではその会員であった自治庁の一部局として行ってきた研修に関する情報資料の交換及び調査研究等の活動を公務研修協議会会員の地位において行うこととなった。

昭和33年には、6月頃、昭和自治史の編集発行を自治大学校で行うこととなり、研究部でそのための作業を担当することとなった。

また、同年3月には、地方公務員研修責任者協議会が発展的に解消し、自治研修協議会が新たに設立され、地方公務員研修実施上の課題について組織的に研究することとなり、その庶務は、自治大学校において研究部が中心となり処理することとなった（第7章参照）。

自治大学校は、また、昭和36年7月28日、「国際自治体連合」(International Union of Local Authorities 略称 IULA：本部事務局ハーグ) に準会員 (Adherent Member) として加入し、同年10月28日、「行政に関する

るアジア・太平洋地域機関」(Eastern Regional Organization for Public Administration 略称 EROPA: 本部事務局マニラ)に団体会員(Group Member)として加入した。両機構とも主要目的は調査研究成果の普及、情報交換にあり、加入に伴う事務は主として研究部で処理されている。特にエロパについては、昭和37年10月、バンコクにおいて開催されたエロパの第2回総会の決議により、エロパ地方行政センターが昭和39年10月1日、自治大学校内に設置された。エロパ地方行政センターの事業としては、エロパ総会、執行理事会等の定時集会への参加、英文論文集の刊行等のほか国際協力機構(JICA)と協力し海外援助の一環として昭和39年度から毎年1回、主として東南アジア各国の地方行政関係者の幹部クラスを対象として行っている約2ヶ月間の国際研修がある。

昭和56～58年度には、地方公務員研修基本問題研究会が設置され、その運営は研究部の所管となった。これは、「地方の時代」という言葉に象徴される地方公共団体の役割の一層の増大と、当時言われ始めていた「行政改革」の要請の中で、これらに応じていくためには地方公務員研修の一層の充実強化が必要であるという認識のもとに設置されたものである。

さらに、昭和63年に自治大学校が移転対象機関に選定されてからは、移転に関する各種の事務も研究部の所管とされ、平成元年度と平成6年度以降の自治大学校基本問題研究会、平成2～5年度の自治大学校基本構想研究会の運営と併せて、研究部にとって最大の仕事の一つとなった。また、平成5年4月には、自治大学校長を本部長、研究部長を事務局長とする自治大学校移転推進本部が、平成8年5月には自治大学校副校長を座長とし、庶務を研究部で処理する自治大学校移転プロジェクトチームが設置されるなど、研究部を中心に移転の一層の推進が図られることになった。

## 2. 雑誌「月刊自治フォーラム」の編集発行

自治大学校では、開校後まもなく研究部を中心とし校誌刊行を検討していたが、結局、「研修機関の連絡」及び「研修技術の相互啓発」を目的とし、地方公共団体研修担当者及び関係機関を対象とする季刊誌「地方研修」(1月、4月、7月、10月発行)を発行することとした。

その内容は、(1)本校の研修実施状況、(2)地方公共団体の研修状況、(3)学識経験者の研修についての論文、(4)研修担当者の研究発表、(5)本校卒業生の投稿を中心とし、自治大学校当局及び自治庁関係部課長で構成する編集会議で決定することとなった。

また、発行部数は当分の間、500部(A5版約64頁)とし、都道府県、5大市の人事課、研修所、人事委員会、全国市長会、全国町村会、自治庁、人事院、寄稿者等に無償で配布することとなった。

「地方研修」第1号は、自治大学校1周年記念日の昭和29年10月に発行された。

このあと「地方研修」は、上述のような編集方針のもとに第8号まで刊行されたが、自治大学校創立33周年記念を機会に、昭和31年10月1日発行の第9号からは編集方針を一新し、誌名も「自治研修」と改められた。新しく自治大学校の卒業生に対しては、事後研修に資するものとし、また一般の地方公務員に対しても時宜に応じて最新の地方自治行政に関する高度の理論を紹介し、もって地方公務員の自己研修の一助ともなるようなものとすることによって読者層を広め、本誌の発行をさらに意義あらしめるものとなったわけである。

その後、「自治研修」は、地方公務員研修さらには広く地方自治行政が当面する重要問題について、ときには特集を行うなど編集面に新機軸を生みながら季刊誌として22号を数えた。その後、昭和35年10月1日発行の第33号からは隔月に発行されることとなった。隔月刊誌としての「自治研修」は、編集が軌道に乗ってくるにつれて内容的にも充実し、地方自治行政関係者の間に一定の読者層を獲得して、質的にも量的にも安定的成長を示した。

しかし、「自治研修」のより一層の飛躍発展を図るためその編集方針、内容、執筆者、発行回数、読者層の開拓などが検討された結果、昭和39年4月10日発行の第44号からは、従来の方式を改めて毎月発行とした。内容についても、従来は、主として自治大学校卒業生を対象とし、卒業生に対するアフター・ケアが主な目的とされていたが、単に自治大学校卒業生のみならず、自治大学校に受講に来られない地方公務員のためにも、大いに役立つよう種々工夫された。たとえば各界の最高権威者の論説をはじめとして、地方においては聴講の機会の少ない講演記録等の掲載、最高の講師陣による自治大学校の講座を紙上に公開し、いわば通信教育ともいべき性格を加味し、地方自治の第一線にあって日夜活躍している地方公務員に対して紙面を開放し、地方自治に関す

る論文や、苦心談、体験記等の掲載、中央、地方における研修のベテランの労作である研修上の各種資料、問題点とその対策、具体的事例等を掲載する等の工夫が行われた。

このように「自治研修」は、自治大学校の機関誌たる性格を残しながらも、自治大学校研究部編集による地方公務員の研修月刊雑誌としての性格を強力に打ち出したのであった。

昭和45年1月10日発行の第113号からは、中央各省庁の当面する計画課題および開発視点の具体的解説等、現代における地方行政通営の指針に関するものを掲載し、また編集方針も地方公務員のなかでも特に、管理・監督者層を読者層として想定したものとなった。

また、昭和48年7月10日発行の第155号からは、さらにより一層内容を充実し、新しい読者層の開拓を図るため、特集方式を打ち出した。これは、毎号、広く地方自治全般からテーマを選んで特集を組むものであり、読みごたえのあるものとなった。

昭和51年4月には、(財)自治研修協会に新たに「地方自治研修資料センター」が設置されたことを受けて、それまでは自治大学校の単独編集であった「自治研修」を、同センターの事業にふさわしいものとして、同月号(第188号)からは同センターとの共同編集に変えた。

続いて、平成元年4月号からは、誌名を「自治フォーラム」に改称し、“地方自治を語るみんなの広場”としての役割を有する雑誌として新たな歩みを始めた。

この「自治フォーラム」は、平成7年4月号(第427号)からは、地方自治研修資料センターの単独編集とし、自治大学校はその編集に協力する形に変更した。

平成9年4月号(第451号)からは、サイズを拡大し、それまでA5版であったものをB5版にした。

その後、平成15年3月末をもって地方自治研修資料センターが廃止されたことから、同年4月号(第523号)からは、(財)自治研修協会編集・自治大学校協力という形に変更した。

なお、平成16年4月からは、内容を更に充実したものとするため、著名な有識者による特定のテーマでの連載やリレーエッセイの掲載、民間での研修手法の紹介、自治大卒業生による「生の地方自治」を語る寄稿など、新たな取り組みを始めた。

しかしながら、「自治フォーラム」は平成22年度現在で約4,500部/月の刊行であり、その半数強(約2,500部)を賄っていた宝くじ関係経費が、平成22年の事業仕分けの結果廃止されたことにより、残り2,000部程度での刊行が困難となったため、平成23年3月号をもって休刊することとなった。

### 3. 「戦後自治史」の編集発行

日本の地方行政制度は、第二次世界大戦の敗戦により、戦前戦後を通じ日本における近代国家成立後最大の変革を経験した。今日の地方行政制度の底に流れる地方自治の理念を正しく認識し、その将来のあるべき姿を展望するためには、これら戦前の地方行政制度の変遷の道程及びその運営の実際並びに変革期における地方行政制度の立案の過程を正しく認識することが必要である。しかし、そのために不可欠のこれらに関する貴重な資料は、年月の経過とともに散逸の傾向にあった。また、立案の経緯にしても、当時の関係者の記憶以外の何の資料も残されていないものも多々あった。そこで、地方自治法施行10周年を機として、昭和時代におけるわが国の地方自治及び選挙に関する制度の変遷の過程並びにその運営の実際に関し、従来明らかにされていなかった史実を解明することに留意して広く各方面における資料を収集整理し、もってその歴史的事実を正確に伝えるため、特に、戦後については、連合国最高司令部との折衝の過程等従来明らかにされていなかった事実を明らかにするため、昭和自治史を編さんすることとなった。

昭和自治史の編さんに関する事務は、最初自治庁総務参事官室および調査広報官室で取り扱われていた。昭和31年から昭和32年8月頃までは戦後地方自治10年史(仮称)の名の下に本書の編さん要領案について慎重な検討が加えられた。その後表題を昭和自治史(仮称)とすることとし、さらに検討が続けられ、その結果、要綱は次のとおりとなった。

昭和自治史編さん要綱

#### 1 表題

昭和自治史(仮称)とする。

#### 2 編さんの目的

地方自治法施行10周年を機とし、広く各方面における資料を収集整理し、昭和時代におけるわが国地方自治および選挙に関する制度の変遷の過程を記録しておくことを目的とする。

### 3 編さんの機関

都内に昭和自治史編さん委員会をおき、編さんの企画および実施にあたる。(昭和自治史編さん委員会の委員長は、荻田氏、委員は、事務次官および関係局課長若干名とするよう予定されていた。)

編さん委員会の下に編さん室を置く。

### 4 編さんの方法

本書は、戦前、戦中部、戦後部に大別し、各部は、総括編、行政編、財政編(税制を含む。)、選挙編、資料および年表編で構成する。

### 5 編さんの時期

(1) 資料の散逸を考慮し、先ず戦後部を昭和33年度に編さんする。

(2) 次に戦前、戦中部を昭和34年度に編さんする。

① 資料の収集は、昭和32年度に着手する。

② 資料の収集は、占領期にかかるものから始める。

また、占領期にかかる資料の散逸を考慮して、昭和32年度内に資料収集に着手することとし、そのための諸準備にとりかかった。そして、取り敢えず、次のような資料を収集することとなった。

昭和自治史編さん参考資料

- (1) 地方制度資料
- (2) 地方公務員制度資料
- (3) 地方税制度資料
- (4) 選挙制度資料
- (5) 法令沿革史
- (6) 自治年鑑
- (7) 倉庫の書類
- (8) 鈴木次官の手許の書類
- (9) 関係各課長の資料
- (10) 当時関係者の資料
- (11) 座談会記録
- (12) アメリカの管理政策(メモランダム等)

昭和33年度に至り初めて昭和自治史編さん事業は予算化され、いよいよ軌道に乗ることとなった。

昭和33年6月、自治大学校長の異動とともに、昭和自治史編さん事業は自治大学校へ移された。自治大学校では研究部に史料編集室をおき、専ら昭和自治史の編集にあたる事務官をこれに配置し、先に一応まとめられた昭和自治史編さん要領案に更に詳細な検討を加えた。その結果、次のように改訂されることとなった。

昭和自治史編集要領

#### 1 本史の名称

本史の名称は、昭和自治史(仮称)とする。

#### 2 本史編集の目的

地方自治法施行10周年を機とし、昭和時代における我が国の地方自治および選挙に関する制度の変遷の過程およびその運営の実際に関し、従来明らかにされなかった※史実を解明することに特に留意して広く各方面における資料を収集整理し、もってその歴史的事実を正確に伝えることを目的とする。

※戦後については、特に連合国最高司令部との折衝過程等従来明らかにされていなかった事実を明らかにする。

#### 3 本史の構成

(1) 本史は、第1部(戦後)および第2部(戦前戦中)の2部に大別し、各部はそれぞれ記述編および資料編に分ける。

(2) 記述編は、①概説②地方行政③地方税財政④選挙の各編をもって構成する。

(3) 資料編は、(2)に準ずる。

#### 4 編集の方法

##### (1) 編集委員会および編集室

- ① 本史を編集するため、昭和自治史編集委員会（以下「委員会」という。）および史料編集室（以下「編集室」という。）をおく。
- ② 委員会に委員および幹事若干人をおく。
- ③ 委員は、荻田委員、事務次官、官房長、局長および自治大学校長とする。
- ④ 幹事は、関係課長および自治大学校主幹とする。
- ⑤ 編集室は、自治大学校研究部におき、事務官若干人をおく。

##### (2) 記述の方法

収集した史料は編集室において整理し、執筆は適当な関係者に依頼する。

##### (3) 資料収集整理の方法

- ① 資料は、次の区分により収集整理する。
  - イ 関係各課および関係者の保存にかかる文書、記録
  - ロ 他官庁の保存にかかる関係文書、記録
  - ハ 国内刊行物（官報、国会議事録、新聞を含む。）
  - ニ 国外刊行物
  - ホ 関係者の口述記録
- ② 「関係者の口述記録」の収集整理の方法  
事件ごとに関係者を集め、座談会方式により関係者の記憶を記録する。当該記録は、関係者の再検討を経て、編集室にて整理する。  
この方法により難しい場合は、関係者個人の口述を記録する。

##### (4) 資料の保存

収集した資料は、資料編に収録したもののみならず一切の資料を自治大学校に分類整理の上保存する。

##### (5) 作業の段取り

第1部、第2部の順序でおおむね左記により作業を進める。

- ① 昭和33年4月1日から昭和36年3月31日までの間において、第1部の記述編および資料編を作成する。
- ② 第1部のうち、地方行政関係は昭和34年6月末までに資料の収集を終る。  
地方税財政および選挙関係については、資料の収集は地方行政関係と平行して行い、昭和34年9月末までに終る。  
記述編の執筆は、資料の収集整理を終り次第とりかかるものとする。
- ③ 第1部の資料収集整理を終り次第、第2部の資料収集にとりかかるものとする。

#### 5 地方編

(1) 第1部には、別に地方編を付ける。

(2) 地方編は、戦後における中央の制度の諸改革が地方に及ぼした影響を明らかにすることを趣旨とする。

(3) 地方編の資料の収集整理および記述の要領は、別に定める。

昭和自治史（地方編）編集要領

##### 1 本編の名称

本編の名称は、昭和自治史地方編（仮称）とする。

##### 2 編集の趣旨

本地方編は、戦後における中央の制度の諸改革が地方に及ぼした影響を明らかにすることを趣旨とする。

##### 3 編集の方法

###### (1) 調査要領の作成

## ① 基礎調査

1 府県および1市町村を選択し、編集室において調査要領作成のため基礎的な調査を行う。

## ② 調査要領は、次の事項に関して作成する。

- イ 特高警察の廃止等について（昭20. 10）
- ロ 公職追放について（昭21. 1—昭26. 7）
- ハ 首長公選制の実施等について（昭21. 7）
- ニ 隣組等の廃止について（昭22. 4）
- ホ 地方選挙について（昭22. 4）
- ヘ 6334制度の実施について（昭22. 4）
- ト 地方自治法制定について（昭22. 5）
- チ 地方自治法第1次改正について（昭22. 12）
- リ 内務省の廃止について（昭22. 12）
- ヌ 自治体警察の創設について（昭23. 3）
- ル 教育委員会制度の創設について（昭23. 11）
- ヲ 地方自治法第2次改正について（昭23. 12）
- ワ シャープ税財政改正について（昭24. 9—昭26. 3）

## ③ 第1項の調査結果に基づき、編集委員会において調査要領を作成し、かつ、本調査を行う団体（以下「調査団体」という。）を決定する。

## (2) 本調査

## ① 調査団体は、3府県、3市および3町村とする。

## ② 調査団体の選定基準は次のとおりとする。

- イ 積極的に協力できる団体であること（例えば財政的余裕があること、適格な専従者が求められること等）。
- ロ 調査に便利な団体であること（例えば記録が完全に保全されていること等）。
- ハ 府県の選定については、1地方に偏在しないこと。
- ニ 市町村の選定については、調査団体として選出された各府県から各々1市、1町村を選定すること。

## ③ 調査団体に予め文書で次の事項を依頼する。

- イ 作業の組織を設けること（主管する課の決定、専従する職員の指定等）。
- ロ 文書記録の保存状況を明確にしておくこと。
- ハ 占領期間中における当該団体の主要な職にあった者の名簿を作成しておくこと。

## ④ 編集室において現地におもむき、調査要領に基づいて調査を行うとともに事後の作業の段取り等を具体的に打ち合せ、作業が軌道に乗るように現地で指導する。

## ⑤ 以後、編集室は、調査団体と緊密に連絡を保ち、各団体における作業の執行について必要な助言を与え、協力する。

## ⑥ 調査団体は、調査要領に基づき、関係資料の収集を行い、昭和35年度末までに、各調査団体において収集した資料を編集室に送付する。

## 4 作業の段取り

## (1) 基礎調査を昭和35年度第1・4半期に実施する。

## (2) 各調査団体における作業は、昭和35年度末までに終了する。

## (3) 地方編の記述および資料の整理、印刷は、昭和36年度において行う。

これより先、史料編集室では、総務課からそれまでに収集した資料の引き継ぎを受けると、早速その整理に着手するとともに、不足する資料の収集に更に努めた。資料収集にあたっては関係者及び関係省庁の理解の下に多大な協力を得ることができた。しかし、これらの資料だけでは具体的な史実を客観的に確認することは困難であり、どうしても明確にし難い部分が残る、特に連合国総司令部との細かい折衝の経緯等はこれらの資料のみで完全に

把握することは到底不可能であったので、こういった点について当時の立案に携った人達を交えて10数回の座談会を行い、また、当時の経緯に通暁している人達の意見を尋ねた。

なお、行われた座談会は次表のとおりである。

| テ ー マ                                 | 開 催 日          |
|---------------------------------------|----------------|
| 第1次地方制度改正(昭和21年東京都制、府県制、市制、町村制改正について) | 昭和33年12月3日     |
| 地方自治法の制定をめぐって(参会状況悪く途中で散会)            | 昭和33年12月6日     |
| 地方自治法の制定をめぐって                         | 昭和34年4月21日、22日 |
| 地方自治法第1次改正(昭和22年12月)をめぐって             | 昭和34年4月22日     |
| 地方自治法昭和23年改正をめぐって                     | 昭和34年5月15日     |
| 内務省解体について                             | 昭和34年5月18日     |
| 地方制度改正について                            | 昭和34年7月6日      |
| 部落会、町内会の廃止をめぐって                       | 昭和34年11月30日    |
| 参議院制度について                             | 昭和35年1月25日     |
| 参議院制度について                             | 昭和35年1月26日     |
| 昭和20年11月衆議院議員選挙改正と昭和21年4月総選挙をめぐって     | 昭和35年5月31日     |
| 山崎内務大臣時代を語る                           | 昭和35年9月6日      |
| 占領下の地方税財政                             | 昭和35年9月30日     |
| 占領下の地方税財政                             | 昭和35年10月15日    |
| 植原内務大臣時代を語る                           | 昭和36年3月22日     |
| 公職追放をめぐって                             | 昭和36年5月10日     |
| 大村内相時代を語る                             | 昭和36年6月19日     |

その後、表題は「戦後自治史」に変更され、現在までに次の14巻が出版されている。

| 題 名 (副 題)                     | 発行年月日      |
|-------------------------------|------------|
| 戦後自治史Ⅰ (隣組及び町内会、部落会等の廃止)      | 昭和35年3月30日 |
| 戦後自治史Ⅱ (昭和21年の地方制度の改正)        | 昭和36年3月31日 |
| 戦後自治史Ⅲ (参議院議員選挙法の制定)          | 昭和35年2月1日  |
| 戦後自治史Ⅳ (衆議院議員選挙法の改正)          | 昭和36年10月1日 |
| 戦後自治史Ⅴ (地方自治法の制定)             | 昭和38年3月30日 |
| 戦後自治史Ⅵ (公職追放)                 | 昭和39年3月30日 |
| 戦後自治史Ⅶ (昭和22・3年の地方自治法改正)      | 昭和40年3月31日 |
| 戦後自治史Ⅷ (内務省の解体)               | 昭和41年3月31日 |
| 戦後自治史Ⅸ (警察および消防制度の改革)         | 昭和42年3月31日 |
| 戦後自治史Ⅹ (6・3制および教育委員会制度の発足と改革) | 昭和43年3月31日 |
| 戦後自治史ⅩⅠ (地方税財政制度の改革(上巻))      | 昭和44年8月25日 |
| 戦後自治史ⅩⅡ (地方税財政制度の改革(中巻))      | 昭和47年3月31日 |
| 戦後自治史ⅩⅢ (地方税財政制度の改革(下の1))     | 昭和50年3月31日 |
| 戦後自治史ⅩⅣ (地方税財政制度の改革(下の2))     | 昭和53年3月20日 |

第14巻をもって一応計画した戦後自治史の出版は全て完了しているが、引き続き地方公務員関係その他についても出版する必要が認められるとされている。

#### 4. 英文刊行物の編集発行

自治大学校では、日本の地方自治の現状を海外に紹介するため、昭和41年度から英文「日本の地方自治」シリーズを逐次発行しており、視察や研修・会議出席のため来日する外国人に配付されている。それ以前のものも含めてこれまで発行されたものは、次のとおりである。

- (1) 1964年春のエロパ東京会議で配付するために自治省が発行した英文パンフレット
    - Local government in Japan, 1964 (日本の地方自治)
    - The local finance system in Japan, 2nd edition, 1964 (日本の地方財政・第2版)
    - Systems for development of underdeveloped areas, 1964 (後進地域開発制度)
    - Outline of comprehensive land development plan and comprehensive development plans, 1964 (国土総合開発計画および総合開発の諸計画の概要)
  - (2) 1965年度以降発行したもの
    - Statute Book, Vol. I, 1965 (法令集第1巻)
    - Statute Book, Vol. II, 1965 (法令集第2巻)
    - An Outline of Local Tax System in Japan, 1965 (日本の地方税制度)
    - Statute Book, Vol. III, 1966 (法令集第3巻)
  - (3) 日本の地方自治英文シリーズとして刊行したもの
    - Regional administration in Japan, 1967 (日本の広域行政)
    - Systems for development of underdeveloped areas in Japan, 2nd edition, 1969 (日本の後進地域開発制度・第2版)
    - Local public finance in Japan, 3rd edition, 1969 (日本の地方財政・第3版)
    - An outline of local public service personnel system in Japan, 1970 (日本の地方公務員制度)
    - Local government system in Japan, 1970 (日本の地方自治制度)
    - Election system in Japan, 1970 (日本の選挙制度)
    - Fire defense in Japan, 1970 (日本の消防)
    - Improvement of management services in local authorities, 1970 (地方自治体の経営改善)
    - Statute Book, Vol. I, 2nd edition, 1970 (法令集第1巻・第2版)
    - Statute Book, Vol. II, 2nd edition, 1970 (法令集第2巻・第2版)
    - Statute Book, Vol. III, 2nd edition, 1971 (法令集第3巻・第2版)
    - Local public enterprise system in Japan, 1971 (日本の地方公営企業制度)
    - Ministry of Home Affairs—Functions and history, 1971 (自治省—その仕事と歴史)
    - The Constitution of Japan, 1973 (日本国憲法)
  - (4) 1973年エロパ東京総会に配布するため作成したもの
    - Local Government System in Japan, 1973 (日本の地方行政制度)
    - Local Government Reform in Japan, 1973 (日本の地方行政改革)
    - Local Public Finance in Japan, 1973 (日本の地方財政)
    - An Outline of Local Public Service Personnel System in Japan, 1973 (日本の地方公務員制度)
    - Election System in Japan, 1973 (日本の選挙制度)
    - Fire Defense in Japan, 1973 (日本の消防)
    - An Outline of Local Tax System in Japan, 1973 (日本の地方税制度)
    - Local Public Enterprise System in Japan, 1973 (日本の地方公営企業制度)
    - Jichi-Daigakko, Its Organization and Function, 1973 (自治大学校—組織と機能)
    - Ports and Harbours, 1973 (港湾)
    - Land Reform and Farmers' Organization in Japan, 1973 (日本の農地改革と農民組織)
    - Ministry of Home Affairs, Functions and Problems, 1973 (自治省、機能と問題点)
- また昭和48年度には英文の雑誌「ローカル・ガバメント・レビュー」(Local Government Review)を、自



治大学校研究部編集、自治大学校及び自治研修協会発行として第1号を出した。これは、日本の地方自治に関心を有する海外諸国の学者、行政官を対象としたものであり、創刊号には辻清明東大教授の論文「日本の地方自治」の要訳など4編が収められている。創刊号は広く海外諸国の大学、研究所、学術団体などに文献交換を希望して無償配布した。

(5) 1987年エロパ東京国際セミナー議事録

EROPA TOKYO SEMINAR 1987 ON PERSONNEL MANAGEMENT IN LOCAL PUBLIC SERVICE

(6) 地方自治研修英文テキスト

第5章で詳述する地方自治研修において使用されるテキストのうち、以下のものについては、自治大学校の監修により毎年改訂・作成していたが、令和4年度以降は、制度改正等に応じて改訂を行うこととしている。

LOCAL ADMINISTRATION SYSTEM

LOCAL PUBLIC FINANCE

LOCAL PUBLIC SERVICE

LOCAL TAX SYSTEM

LOCAL PUBLIC ENTERPRISE SYSTEM

ELECTION SYSTEM

(7) Comparative Study Series

Comparative Study Series は、エロパ地方行政センターとしての自治大学校が、自治総合センターからの助成金により、1984年以来、概ね3年に1度の割合で編集・刊行している論文集である。

その企図するところは、シリーズの題名通り、各国の地方行政の制度・施策の「比較研究」を行うことにより、エロパ各国の地方行政の発展に寄与しようというものである。

刊行実績は、以下のとおりである。

- ① Comparative Study on the Local Public Administration in Asian and Pacific Countries (アジア太平洋諸国の地方行政の比較研究、1984年度発行)
- ② Comparative Study on the Training System in the Public Service (公務員研修制度の比較研究、1986年度発行)
- ③ Comparative Study on the Role of Local Government in the Development of Depopulated Rural Areas (人口減少地域の振興における地方政府の役割、1989年度発行)
- ④ Comparative Study of Public Administration : The Role of Residents, Non-Governmental Organizations and Quasi-Public Agencies in Local Government (地方行政における住民、民間団体、公共的団体の役割、1991年度発行)
- ⑤ Human Resources Development in Public Administration (行政における人的資源の開発、1994年度発行)
- ⑥ Reforming Government : New Concepts and Practice in Local Public Administration (行政改革 : 地方行政における新たな発想とその実践、1997年度発行)
- ⑦ Local Governance and National Development (地方の統治と国家の発展、2001年度発行)
- ⑧ Public Reform, Policy Change, and New Public Management : From the Asia-Pacific Perspective (行政改革、NPMと地方行政 ～アジア・太平洋地域を展望して～、2004年度発行)
- ⑨ Civil Society and Local Governance (市民社会と自治、2006年度発行)
- ⑩ Local governance under stress : Fiscal Retrenchment and Expanding Public Demands on Government (ストレス下のローカルガバナンス : 財政削減と拡大する政府への公的要求、2009年度発行)
- ⑪ Integrated Human Capacity Building In the Age of Decentralization (地方分権時代における統合した人的能力構築、2012年度発行)
- ⑫ Enhancing the Quality of Local Governance: Institutionalization, Capacity Building and Inter-Governmental Relations (ローカルガバナンスの質の向上 : 制度化・能力開発・政府間関係、2015年度発行)

- ⑬ Local Governance in the Age of technological Transformation and Global Uncertainty (技術変革と世界的な不確実性の時代におけるローカルガバナンス、2020年度発行)
- (8) その他の外国関係出版物(日本語のものを含む)
- ・「シンガポールの行財政制度及びマレーシアの地方行財政制度の概要に関する報告書」(1974年度・自治研修協議会)
  - ・「外国文献目録」(1980年度)
  - ・「PRACTICAL BUSINESS ACTIVITIES ON INTERNATIONAL EXCHANGES IN JAPANESE LOCAL GOVERNMENTS」(1988年度・CLAIR)
  - ・「CREATION OF CONVENTION CITIES—THE STATUS QUO AND THE FUTURE—」(1989年度・CLAIR)

## 5. 国際機関との協力

自治大学校は、世界各国の行政に関する研修機関や研究機関と研修等に関する情報資料の交換を行うほか、行政に関する国際団体に加盟し、活動に参加している。現在自治大学校の加盟している国際団体は、EROPA(行政に関するアジア・太平洋地域機関 Eastern Regional Organization for Public Administration)であり、その他 IIAS(International Institute of Administrative Sciences)とも行政に関する情報資料の交換を行っている。

### (1) 「行政に関するアジア・太平洋地域機関」

エロパ(Eastern Regional Organization for Public Administration 略称 EROPA)は、①アジア・太平洋地域の経済社会開発計画を推進し、遂行するため、一層効果的かつ適切な行政制度及び行政運営の採用を促進し、②行政の価値と重要性についての認識を高め、③本地域における行政についての科学と技術の未開拓の分野を開拓し、④管理能力、ことに上級及び中級管理者層の管理能力の向上を図り、⑤本地域における行政の専門化を助成し、⑥広く一般に認められた行政に関する国際的諸団体への加盟を助成し、かつ、それらの団体との連絡を保持するため、①定期的な国際的会議又は地域間会議の開催、②行政学の発達を促進するための研究書及び雑誌の刊行、③文書の配布及び交換、④行政の運営その他科学に関する特殊の問題について調査をし、文書を作成するための常設委員会の設置、⑤特定の題目についての研修セミナー又は短期講習会の開設、⑥専門的な研究所の設置、⑦行政関係の教授、学生及び専門家の交流を行う恒久的非政府間国際組織であり、昭和35年12月、日本の加盟により正式に発足した。

エロパを構成する会員は、国家会員、団体会員及び個人会員である。

自治大学校は、昭和36年10月28日に団体会員としてこの機関に加盟した。すなわち、ときあたかもエロパ東京会議(第3回執行理事会・セミナー)が都市センター及び都道府県会館を会場として行われており、自治大学校の加盟は、同月28日の執行理事会において承認されたのである。

令和6年1月現在、日本におけるエロパ会員は、団体会員が自治大学校、(一財)自治総合センター、政策研究大学院大学、全国知事会、全国市議会議長会、(公財)後藤・安田記念東京都市研究所、日本行政学会、(一財)自治研修協会、(一財)自治体国際化協会、全国市町村国際文化研修所及び市町村職員中央研修所の11団体、個人会員が53名となっている。

ア. 自治大学校は、研究部を中心としてエロパに対する数々の協力を行ってきたが、その中で最大のものは、エロパ地方行政センター(Local Government Center)の設置である。自治大学校では、関係機関と協議を重ね検討を加えた結果、前述のように昭和37年度から、日本においてアジア・太平洋地域各国の地方公務員の行政研修を行うという形で、エロパ地方行政センターが発足することとなった。この研修は昭和39年度から、逐年行われているが、その概要については、別記する(第5章参照)。

イ. 昭和39年5月31日から同年6月6日まで、日本都市センターにおいて、エロパ第6回執行理事会及び「開発財政」に関するセミナーが開催された。

ウ. エロパ関係各国からかねてよりの要望もあり、かつ、昭和47年9月のジャカルタにおける第17回執行理事会の決議の次第もあって、昭和48年度にはエロパ総会を初めてわが国で開くこととなった。そのため、昭和48年5月に自治省、外務省、行政管理庁及び地方団体関係六団体等の関係者をもって、エロパ総会組織委員会(委員長は自治事務次官、委員12名、顧問2名)が設置され、会議の準備及び運

営に当ることになり、その事務局は自治大学校が中心となり構成された。昭和48年10月23日から同月31日までの9日間、エロパ第7回総会、第18回及び第19回執行理事会並びにセミナー（主題は「計画実行：目的達成上の問題」）が東京芝の東京プリンス・ホテルを会場として、日本国政府とエロパ共催の下に開催された。この期間、総会7回、執行理事会2回、セミナー5回が開かれ、約200名の参加を得て成功裡に会議を終了した。

エ. 昭和57年（1982年）の9月18日・19日には、全国都市会館において、エロパ第27回執行理事会が開催された。これは、同年になって、急遽、開催を依頼されたものであったが、無事にその役割を果たすことができた。

オ. 昭和62年（1987年）4月20日～24日には、ホテルメトロポリタンにおいて、エロパ東京セミナーが開催された。テーマは、「Personnel Management in Local Public Service（地方自治体の人事管理）」で、国内外から100名を超える参加者が集まり、成功を収めた。

カ. 平成元年（1989年）のエロパ総会（ネパール）においては、自治大学校の長年のエロパ諸国等への功績に対して表彰が行われた。これは、地方行政集団研修の実施、地方行政センターの設立、コンパラティブ・スタディの刊行等の活動が高く評価されたものである。

キ. 平成7年（1995年）には9月11日から14日までの4日間、東京都千代田区のホテルニューオータニにおいてエロパ第16回総会（及び第42回執行理事会、研究会）が開催された。日本で総会が開催されるのは、昭和48年（1973年）以来22年ぶりであった。「アジア・太平洋地域における行政の新たな潮流—地方分権の推進—」をテーマに、アジア・太平洋地域を中心とする21ヶ国の行政官・行政研究者等合計364名が参加するなど、エロパの総会としては過去最大規模となった。

（経緯）

昭和48年に開催されて以来、我が国でおよそ20年ぶり2度目の総会開催を求める声が各国から高まってきたのを受け、平成5年11月にテヘランで開催された第15回総会の席で、我が国として第16回エロパ総会を東京で開催する準備があることを正式に表明した。続いて、平成6年11～12月にキャンベラで行われた第41回執行理事会において、平成7年に東京で「地方分権の推進」をテーマとする第16回エロパ総会（第42回執行理事会を含む）を開催することが確認された。これを受け日本政府は、平成7年8月29日の閣議において東京総会の開催を正式に了承した。

ク. 平成9年（1997年）11月17日から21日の間まで、第17回総会がマレーシアのクアラルンプールにて開催された。「行政運営—21世紀における行政の質的向上を目指して」をテーマに、20ヶ国から101人が参加した。

ケ. 平成11年（1999年）5月30日から6月5日まで、「政府から統治へ」をテーマに第18回マニラ総会が開催された。エロパ総会に付随して研究会が実施される従来の形式とは異なり、WORLDCOG（統治に関する世界会議）と称してエロパ主催の会議の他に国連をはじめとする様々な機関の主催により多様な研究会が開催され、非常に盛大なものとなった。

コ. 平成15年（2003年）10月5日から10日まで、インドのニューデリーにおいて第19回総会・第49回執行理事会及び研究会が、「公共行政とグローバリゼーション：挑戦と機会と選択」をテーマに開催された。

サ. 平成17年（2005年）10月9日から14日まで、ベトナムのハノイにおいて第20回総会・第51回執行理事会及び研究会が、「ミレニアム開発目標達成に向けて公的行政とガバナンスに携わる者の役割」をテーマに開催された。

シ. 平成19年（2007年）11月18日から21日まで、イランのテヘランにおいて第21回総会・第53回執行理事会及び研究会が、「公的セクターにおけるサービスの質：結果ベースアプローチ」をテーマに開催された。

ス. 平成21年（2009年）10月19日から23日まで、韓国のソウルにおいて第22回総会・第55回執行理事会及び研究会が、「厳しい経済情勢下でのパブリックガバナンス：前線の人的資源開発」をテーマに開催された。

- セ. 平成23年(2011年)10月23日から27日まで、タイのバンコクにおいて第23回総会・第57回執行理事会及び研究会が、「行政における今後の課題と展望」をテーマに開催された。
- ソ. 平成25年(2013年)10月14日から19日までの6日間、東京において第24回総会・第59回執行理事会(以下「EROPA 東京(立川)総会」)が「行政の質の強化: - 行政、統治能力、ガバナンス -」をテーマに日本政府及びEROPAの主催により開催された。
- タ. 平成27年(2015年)10月17日から21日まで、中国の上海において第25回総会・第61回執行理事会及び研究会が、「ガバナンスの現代化: 途上国における改革及び最優良事例」をテーマに開催された。
- チ. 平成29年(2017年)9月11日から15日まで、韓国のソウルにおいて第26回総会・第63回執行理事会及び研究会が、「持続可能な開発目標を達成するための公共ガバナンスの役割: 変革、能力強化、ネットワーク構築」をテーマに開催された。
- ツ. 令和元年(2019年)9月22日から26日まで、フィリピンのマニラにおいて第27回総会・第65回執行理事会及び研究会が、「行政の未来: 地域を越えたレジリエンス、平等、持続性の再考」をテーマに開催された。
- テ. 令和2年(2020年)にタイのバンコクで開催が予定されていた第66回執行理事会が、新型コロナウイルス感染症の影響により翌年に延期されることとなり、令和3年(2021年)7月30日から8月4日まで、オンラインにて第28回総会・第66回執行理事会及び研究会が、「包括的成長のための公共ガバナンス: ポストコロナ時代の説明責任・関与・DX」をテーマに開催された。
- ト. 令和5年(2023年)10月16日から20日まで、ベトナムのハノイにおいて第29回総会・第68回執行理事会及び研究会が、「SDGsに向けて回復・発展する社会経済における公共ガバナンスの役割」をテーマに開催された。

平成25年、EROPA 総会を日本で開催するに当たって、我が国の先進的な知見・経験を直接世界に発信することにより、EROPA 加盟諸国の行政機能の向上に大きく貢献し、我が国に対する信頼をさらに高めるなどの意義に加え、東日本大震災による深刻な被害から立ち直りつつあるわが国の現状を直接知ってもらうことは、自然災害の多い加盟諸国にとっても大いに有益であるほか、今回の災害に伴うわが国の風評被害を少しでも解消・緩和することにつながることを期待した次第である。

EROPA 東京(立川)総会の参加者は、アジア・太平洋地域を中心とする15カ国の行政官、研究者など合計403名(国内参加者247名、海外参加者156名)に上り、EROPA 総会としては過去最大の規模となり大盛況であった。

今総会のテーマである「行政の質の強化: - 行政、統治能力、ガバナンス -」に即して行われた著名な研究者による学術講演は計20本、分科会の論文発表は計65本、合計85本の講演・論文発表となり、これもまたEROPA 総会としては過去最大規模のものとなった。

こうした国内外の行政に関する先進的な研究・知見・経験の動向を日本から直接世界に発信することにより、EROPA における我が国の国際的プレゼンスの向上が図られるなど、大きな成果を上げることができた。

今回の会議運営は、過去のEROPA 総会に比べて予算制約が厳しく、自治大学の校舎及び寄宿舎を活用することとされたため、空港からの遠距離アクセスのサポート、海外参加者に対するホテル的業務の提供、開会式、閉会式以外の論文発表の機会である分科会の運営などを全て自治大学の職員が中心となって行うこととなった。

具体的には、自治大学の各部課室横断的に部門(リエゾン班、空港送迎・レセプション班、受付班、会議運営班、寄宿舎班、視察・エクスカージョン班、事務局班)をつくって対処した。職員だけでは到底まかないきれないので、リエゾン(連絡調整・通訳)や会議運営スタッフとして、東京外国語、明治、上智、中央、一橋、早稲田、和洋女子の各大学から英語に加えてEROPA 加盟国の母国語を話す学生を含めたボランティア計108名を確保し、大いに活躍していただいた。また、会場が成田、羽田両空港から遠いことに加

え各国代表団の入国時間に差があることから輻輳する送迎、自治大学校の食堂で提供する食事にハラルの対応、およそ80の論文発表の調整、予定変更、パソコン・マイク操作、タイムキープなどのロジ、もほぼ自前で行った。特に、自治大学校寄宿舎を低価格（1泊20ドル）で宿泊できるようにしたため、海外参加者の多くが利用し、対応に当たった職員と学生ボランティアは慣れないホテルフロント業務で予想以上の激務をこなすこととなった。海外参加者の所得レベルも相当上がっていることから次回開催する際にはこの寄宿舎対応は民間のビジネスホテルを活用する方向で検討すべきであろう。

全部門でほぼすべてのロジを各部門担当者が自ら考えるという会議運営になったが、随所に手作りのおもてなしを感じてもらい、多くの参加者から高い評価をいただいた。

## (2) 国際自治体連合 (IULA) (現都市・自治体連合 (UCLG))

IULAは、如何なる政治上の（「政党政治上の」という意味に解して）、哲学上の、または宗教上の偏見にとらわれることなく、①地方自治の振興、②地方行政の改善への寄与、③地方公共団体の存立と活動及び住民福祉に関する問題の研究、④住民問題に関する住民参加の理念の育成を行うため、①国際的な会議や協議会の定期的開催、②国際的な地方自治体相互関係の設定と発展、③地方行政の分野における情報の収集、④研究及び配布のための常設事務局の維持、⑤地方行政の分野における特殊問題の研修のための委員会の新設、⑥公私の国際機関との関心を同じくする問題についての協力、⑦連合の目的に沿ったその他の活動を行うことにより世界各国の地方公共団体間の協力と協議を助長するための国際機構であり、大正2年7月28日に設立されたものである。会員には正会員（都市、地方公共団体及びそれらの連合体）及び準会員（一般的または特殊な地方行政問題に関係する団体及び施設並びに職務上または研究上一般的または特殊な地方行政問題に関心を有する個人）がある。

自治大学校は、昭和36年7月28日に準会員としてIULAに加盟した。

平成16年（2004年）5月には、地方自治の強化や地域主権改革の推進、地方自治体の能力向上及び地方自治体の国際社会に対する影響力の向上を目的として、IULA（国際自治体連合）、UTO（世界都市連合）、Metropolis（世界大都市圏協会）の組織を発展的に統合して結成された国際組織であるUCLG（United Cities and Local Governments（都市・自治体連合））が設立された。自治大学校は、IULAの準会員であったことから、UCLG発足と同時に自動的にメンバーとなった（IULA時代と同じく、準会員での加盟）。

その後、自治大学校は、UCLGの執行理事会等に出席していたが、分担金の支出に見合った費用対効果が見込めないことから、令和2年8月に脱退した。

## 6. 視聴覚教材の委託製作

自治大学校では、日本の地方自治の構造と機能を内外に紹介する目的で、昭和47年度予算により映画「日本の地方自治」（16ミリ、カラー、30分）を委託製作した。

映画「日本の地方自治」は、昭和47年11月に製作者として選定したNET朝日制作株式会社（代理店＝株式会社博報堂）と自治大学校の間で協議を重ねた結果、48年1月にシナリオができ上り、2月から3月にかけて静岡県内で現地撮影が行われた。完成した作品にはこのほか、東京都、千葉県、宮城県で撮影したフィルムも一部に加えられている。研修で来日する外国人に見せるため、英語のナレーションのついた英語版プリントも製作された。

## 7. 研究会の運営

「地方の時代」という言葉に象徴される地方公共団体の役割の一層の増大と、当時言われ始めていた「行政改革」の要請の中で、これらに 대응していくためには地方公務員研修の一層の充実強化が必要であるという認識のもとに、昭和56年度、地方公務員研修基本問題研究会が設置された。同研究会は、昭和57、58年度にも引き続き設置され、次の報告を行った。

- 昭和56年度「地方公務員研修の基本問題に関する研究結果の報告」
- 昭和57年度「市町村職員研修のあり方に関する研究報告」
- 昭和58年度「地方公務員研修における自治大学校の役割とその研修課程等のあり方に関する研究結果の報告」

さらに、昭和63年に自治大学校が移転対象機関に選定されたこともあって、平成元年度には自治大学校基本

問題研究会が設置され、自治大学校の将来のあり方についての基本方針が提言された（「自治大学校の将来のあり方に関する研究結果の報告」）。

また、平成2年度には、自治大学校基本問題研究会の提言を踏まえ、それを更に具体化していくため、自治大学校基本構想研究会が設置され、自治大学校の研修・研究機能についての調査研究が行われた（「自治大学校の研修・研究調査機能等の充実に関する報告書」）。

平成3年度、4年度にも、引き続き自治大学校基本構想研究会が設置され、上述した研究会の提言を踏まえ、移転後の新自治大学校の基本理念、自治大学校の機能、研修のあり方、研修センター機能、調査研究機能、エロパ地方行政センターとしての機能、施設整備の基本的考え方等について、総合的な提言が行われた（「新自治大学校のあり方に関する研究結果の報告」）。

平成5年度には、平成4年度末に移転計画が発表されたことを受けて、自治大学校基本構想研究会と新自治大学校施設検討委員会の2つの研究会が設置され、ソフト・ハードの両面から、移転後の自治大学校のあり方に関する更に詳細な調査研究が行われた（「新自治大学校のあり方に関する研究結果の報告、新自治大学校の施設整備のあり方に関する研究結果の報告」）。

平成6年度には、基本問題研究会が設置され、新自治大学校における基本構想を踏まえながら、現時点における地方公務員研修の課題を具体的に把握した上で、自治大学校の「研修センター」としての機能を中心に、地方公務員研修の充実強化に対する自治大学校の役割について検討を加えた（「地方公務員の充実強化に対する自治大学校の役割に対する報告書」）。

平成7年度においては、地方公共団体の研究機関における政策形成能力育成研修の実施状況やそこで用いられている手法等も参考にしながら、地方公共団体の政策形成能力の向上に向けて自治大学校がより効果的な支援を行うための課題とそれに対する方策について検討を加えた（「自治大学校における政策形成能力向上方策に関する報告書」）。また、基本問題研究会の他に、平成3年度から平成5年度にわたって設置された自治大学校基本構想研究会の報告書及び平成5年度に設置された新自治大学校施設検討委員会の報告書の趣旨を踏まえ、新自治大学校管理運営検討委員会が設置され、新自治大学校に設けるべき具体的な施設の規模及びそれを前提にした施設管理のあり方等について検討した結果について報告した（「新自治大学校の施設及び管理の在り方に関する研究結果の報告」）。

平成8年度は、地方公共団体における情報化の推進状況や地方公務員研修機関における情報化への対応なども参考にしながら、自治大学校における情報通信システム等の活用方策について検討を加え、具体的な方策について将来への展望も含めて提言した（「自治大学校における情報通信システム等の活用方策に関する報告書」）。

平成9年度には、地方公共団体における研修の実施状況や研修専門課程に対する地方公共団体の研修機関のニーズ等を踏まえながら、自治大学校における研修専門課程の在り方について検討を加えた（「自治大学校における研修専門課程の在り方に関する報告書」）。

平成10年度は、平成5年度までの自治大学校基本問題研究会等において取りまとめられた基本的構想を前提に、自治大学校の移転整備により施設機能の拡充が図られること等を念頭に置いて、地方分権の時代を担う有為な人材を育成する中央研修機関としての自治大学校に相応しい研修内容の一層の充実を図るため、新自治大学校の研修課程の在り方について改めて検討を加えた（「自治大学校における研修課程の在り方に関する報告書」）。

平成11年度では、監査事務専門課程の創設について調査研究を行い「監査事務専門課程（仮称）の創設に関する報告書」を取りまとめた。また、新自治大学校における一般研修の研修課程の在り方について、平成12年度から試行できるものと考えられる研修課目等を中心として、可能な限り詳細な内容を提示することとし、その調査研究の成果を中間報告書として取りまとめた（「新自治大学校における一般研修の研修課程のあり方に関する報告書（中間）」）。

平成12年度は、平成11年度の中間報告書の結果を踏まえつつ、新自治大学校における一般研修の研修課程の研修課目の構成、内容等の在り方についてさらに検討を行い、これらの検討項目に関する調査研究の結果をまとめたが、これまでの提言等の全体像をわかりやすく提示するため、平成10年度及び平成11年度の報告書の関係部分を併せて整理し、報告として取りまとめた（「新自治大学校における一般研修課程等のあり方に関する報告書」）。

平成13年度は、地方分権の要請に的確に対処できる自治体の人材育成の推進のため、平成11年度・平成12年度の報告書を踏まえ、自治大学校における法務能力向上研修のあり方について調査研究を行い、報告書としてとりまとめた（「自治大学校における法務能力向上研修のあり方に関する報告書」）。

平成14年度は、自治大学校における地方税徴収事務研修のあり方について調査研究を行い、報告書として取りまとめた（「自治大学校における地方税徴収事務研修のあり方に関する報告書」）。

平成15年度は、自治大学校の研修課程のあり方についての検討に資するため、地方公共団体の人事担当課及び調査時点で在籍中の第1部課程並びに第2部課程の研修生にアンケート調査を実施しその調査結果を取りまとめた（「自治大学校の研修課程に関するアンケート調査結果」）。

平成16年度は、立川市への校舎移転後の自治大学校における研修の実施状況を踏まえつつ、地方分権型社会を担う職員を育成するという中央研修機関としての自治大学校にふさわしい研修内容の一層の充実を図るため、自治大学校の研修内容のあり方について、改めて検討を行い報告書として取りまとめた（「自治大学校における研修課程のあり方に関する報告書」）。

平成17年度は、市町村合併が急速に進展する中で、合併後の市町村において、合併市町村基本計画の推進、新市町村としての組織管理、地域自治区の運営等の合併後の市町村特有の行政課題に対応できる能力を有する職員を養成する必要性が高まってきたことを受けて、合併後の市町村の職員を対象とした地域経営コースの新設について検討を行った。また、平成16年度の基本問題研究会において議論を行った、e-ラーニング研修の今後の具体的なシステム構築及び運営並びに今後の自治大学校の研修課程のあるべき姿について検討を行い、報告書として取りまとめた（「自治大学校における研修課程のあり方に関する報告書」）。

平成18年度は、平成17年度の基本問題研究会において議論を行った、e-ラーニング研修システムの今後の構築及び運用のあり方について検討を行い、報告書として取りまとめた（「自治大学校における研修課程のあり方に関する報告書～e-ラーニング研修のあり方を中心に～」）。

平成19年度は、地方公共団体が第2次地方分権改革の時代を迎える中で、地方分権改革や地方税財政改革の動向を的確に把握し、地方公共団体が直面する様々な課題に即応できる能力を有する職員を養成する必要性が高まってきたことを受けて、主として地方公共団体の行政経営や地域経営を担う職員を対象としたコースの新設について検討を行った。また、平成18年度の基本問題研究会において議論を行ったe-ラーニング研修の今後の具体的な運用について検討を行い、報告書として取りまとめた（「自治大学校における研修課程のあり方に関する報告書」）。

平成20年度は、平成20年12月から翌年1月にかけて行った「演習に関するアンケート調査の結果について」及び「研修課程のあり方に関するアンケート調査の結果について」の概要並びにその調査結果に基づく検討方向について意見を取りまとめ、中間報告を行った（「自治大学校における演習及び研修課程のあり方に関する検討（中間報告）」）。

平成21年度は、自治体における対外情報発信力の向上に視点を置いた国際コースの新設にあたり、その目的、研修内容等について検討を行った。また、自治大学校の研修課目のあり方について検討を行い、報告書として取りまとめた（「自治大学校における研修課程のあり方に関する報告書」）。

平成22年度は、平成23年度予算概算要求の議論の中で、非常に厳しい削減が求められるとともに、「わざわざ諸謝金等を支払い委員を招聘して、カリキュラム等を考える必要があるのか」など、当該研究会の存在自体に疑問が投げかけられたため、平成22年度をもって研究会を廃止することが決定した。

平成22年度の研究会では、平成22年度が最終のものとなることから、あらためて平成15年度（立川移転）以後の研修体系の見直しを踏まえ、近年の調査結果を基に研修課程の設定や期間、課目の内容及び中央研修機関としての機能について検討を行い、報告書として取りまとめた（「自治大学校における研修課程のあり方に関する報告書」）。

その後、研修課程の変更等については自治大学校の内部検討により行っていたが、平成30年度に行った研修体系の大きな見直し（第1部課程及び第2部課程における法制課目の基本法制研修（選択制）への移行、第2部課程の年4回開講など）から令和5年度で5年が経過することを踏まえ、平成30年度の見直しの検証及びその検証を踏まえた今後の自治大学校の研修のあり方について検討を行うため、令和4年3月から「自治大学校の研修

課程のあり方に関する検討会」を開催し、同年7月、報告書を取りまとめた（「自治大学校の研修課程のあり方に関する検討会報告書」）。

## 8. 地方自治資料室・戦後自治資料室

### (1) 地方自治資料室

地方自治資料室は、平成15年度の自治大学校立川移転の際に自治大学校が譲り受けた、(財)自治研修協会所管であった地方自治研究資料センターの資料を保存しており、希望者は閲覧及び複写を行うことができる。

### (2) 戦後自治資料室

戦後自治資料室は、昭和35年から昭和53年にかけて出版された「戦後自治史」に係る、旧内務省や旧自治省が保有していた資料を多数保管しており、希望者は閲覧することができる（但し、現物は損傷の激しいものが多いため、平成16年度から平成19年度に電子データ化した際に複写、製本したものを閲覧させている）。

## 9. 市民公開講座

市民公開講座は、自治大学校の教育・研究活動の成果を広く地域に公開し、市民参加による地域の人々の生涯学習を支援することを目的として開催しているものである。自治大学校研修生、一般市民をはじめ、近隣地方公共団体職員や地方公共団体東京事務所、総務省などの行政関係者にも広く参加を募集している。第1回は平成16年1月16日、自治大学校創立50周年及び立川市への移転を記念する形で自治大学校において開催された。その後継続的に開催され、平成22年には立川市と「自治大学校と立川市との連携・協力に関する協定書」を締結し、立川市と共催という形となった。これまでの開催実績は以下のとおりである。



市民公開講座の開催状況

| 年度   | 開催日時                       | 場所  | 主催                  | テーマ   | 内容  |
|------|----------------------------|-----|---------------------|---|---|
| 平成15 | 16.1.16(金)<br>13:30～16:30  | 大教室 | 自治大学校・<br>(財)自治研修協会 | 住民と行政の<br>パートナーシップ                          | ○ 基調講演<br>中邨 章 明治大学大学院長・政治経済学部教授<br>○ パネルディスカッション<br>コーディネーター<br>澤 佳弘 前 東京新聞論説委員<br>パネリスト<br>青木 久 立川市長<br>名和田 是彦 東京都立大学法学部教授<br>世古 一穂 特定非営利活動法人 NPO研修・情報センター<br>代表理事<br>川村 毅 自治大学校部長教授  |
| 平成16 | 17.1.18(火)<br>13:30～16:15  | 大教室 | 自治大学校               | 地方自治と憲法                                     | ○ 講演 新井 勝紘 専修大学文学部教授<br>渋谷 秀樹 立教大学大学院法務研究科教授  |
| 平成17 | 18.1.18(水)<br>14:00～16:45  | 大教室 | 自治大学校               | 安心して暮らせる<br>元気な地域づくりに向けて                    | ○ 基調講演<br>伊藤 正次 首都大学東京都市教養学部准教授<br>○ 政策研究発表 自治大学校研修生<br>住民主体の公共空間有効活用～みんなで活かそうみんなの空間<br>ハード&ハートで子どもを守ろう！～子どもの安全を守るまちづくり～<br>○ パネルディスカッション<br>コーディネーター<br>伊藤 正次 首都大学東京都市教養学部准教授<br>パネリスト<br>小出 治 東京大学大学院工学系研究科教授<br>佐島 彰 立川市市民生活部生活安全課長<br>山本 晶子 子育てサークル ママの杜代表<br>本間 奈々 自治大学校教授 |
| 平成18 | 19.1.19(金)<br>14:00～16:30  | 大教室 | 自治大学校               | 住民(NPO)と行政が<br>協働したまちづくり                    | ○ 基調講演<br>田尻 佳史 特定非営利活動法人<br>日本NPOセンター理事・事務局長<br>○ パネルディスカッション<br>コーディネーター<br>田尻 佳史 特定非営利活動法人<br>日本NPOセンター理事・事務局長<br>パネリスト<br>宮川 齊 三鷹市市民協働センター企画運営委員会委員<br>小林 祐子 調布市市民プラザあくろす<br>市民活動支援センター副センター長<br>小町 邦彦 立川市総合政策部企画政策課長<br>河野 太一 愛媛県研修所研修課教務係担当係長<br>前自治大学校研修生                |
| 平成19 | 19.11.7(水)<br>15:40～16:50  | 大教室 | 自治大学校               | 地方分権時代の自治体経営                                | ○ 講演 片山 善博 慶應義塾大学教授(前鳥取県知事)   |
|      | 第2期地方分権改革                  |     |                     | ○ 講演 北川 正恭 早稲田大学大学院教授(前三重県知事)               |   |
| 平成20 | 20.7.16(水)<br>15:40～16:50  | 大教室 | 自治大学校               | 地方分権改革                                      | ○ 講演 西尾 勝 (財)東京市政調査会理事長   |
|      | 21.1.20(火)<br>15:40～16:50  |     |                     | 変革期の地方行政の課題                                 | ○ 講演 石原 信雄 元内閣官房副長官   |
| 平成21 | 21.7.8(水)<br>15:40～16:50   | 大教室 | 自治大学校               | 地方発・日本再生の道                                  | ○ 講演 増田 寛也 (株)野村総合研究所顧問(前総務大臣)  |
|      | 21.7.29(水)<br>15:40～16:50  |     |                     | 地方分権改革                                      | ○ 講演 西尾 勝 (財)東京市政調査会理事長   |
| 平成22 | 22.12.15(水)<br>14:20～16:50 | 大教室 | 自治大学校・立川市           | 世界に広がるソーシャルビジネス<br>-21世紀社会デザインの<br>なかでの可能性- | ○ 講演 中村 陽一 立教大学大学院<br>21世紀社会デザイン研究科委員長・教授   |
|      |                            |     |                     | 事例紹介  | ○ 発表 石川 治江 NPO法人ケア・センターやわらぎ<br>工藤 啓 NPO法人「育て上げ」ネット  |

## 市民公開講座の開催状況

| 年度   | 開催日時                       | 場所  | 主催        | テーマ                                  | 内容   |
|------|----------------------------|-----|-----------|--------------------------------------|--|
| 平成23 | 23.12.12(月)<br>14:20～16:50 | 大教室 | 自治大学校・立川市 | 私たちはどのようにして<br>台風災害と闘ったか             | ○ 講演 中貝 宗治 兵庫県豊岡市長   |
|      |                            |     |           | 災害救援ボランティアの立場から                      | ○ 講演 栗田 暢之 NPO法人レスキューストックヤード代表理事                           |
| 平成24 | 25.1.29(火)<br>18:30～20:00  | 大教室 | 自治大学校・立川市 | 「デフレの正体」から見た<br>人口成熟時代を生き抜くまちづくり     | ○ 講演 藻谷 浩介 (株)日本総合研究所主席研究員                                 |
| 平成25 | 26.2.6(火)<br>18:30～20:00   | 大教室 | 自治大学校・立川市 | 政治主導と行政                              | ○ 講演 飯島 勲 内閣官房参与   |
| 平成26 | 27.1.29(木)<br>18:30～20:00  | 大教室 | 自治大学校・立川市 | “常識をくつがえす”まちづくり                      | ○ 講演 樋渡 啓祐 前佐賀県武雄市長  |
| 平成27 | 28.2.5(金)<br>18:30～20:00   | 大教室 | 自治大学校・立川市 | ローマ法王に米を食べさせた男                       | ○ 講演 高野 誠鮮 石川県羽咋市文化財室長                                     |
| 平成28 | 29.2.17(金)<br>18:30～20:00  | 大教室 | 自治大学校・立川市 | 地域創生<br>成功の方程式はあるのか?                 | ○ 講演 木村 俊昭 東京農業大学教授<br>内閣官房シテイマネージャー                       |
| 平成29 | 30.1.28(日)<br>14:00～15:30  | 大教室 | 自治大学校・立川市 | 東京2020オリンピック・パラリンピック<br>に私たちは何ができるか  | ○ 講演 成田 真由美 パラリンピアン(水泳)<br>東京オリンピック・パラリンピック競技大会<br>組織委員会理事 |
| 平成30 | 31.1.23(水)<br>18:30～20:00  | 大教室 | 自治大学校・立川市 | スポーツを通じた地域経済活性化<br>～スポーツが変える、未来を創る。～ | ○ 講演 鈴木 大地 スポーツ庁長官   |
| 令和元  | 2.2.6(木)<br>18:30～20:00    | 大教室 | 自治大学校・立川市 | 夢に向かって走る                             | ○ 講演 猫 ひろし お笑いタレント   |
| 令和3  | 4.3.1(火)<br>18:30～20:00    | 大教室 | 自治大学校・立川市 | 今こそ考えるべき<br>「これからの防災まちづくりの方向性」       | ○ 講演 加藤 孝明 東京大学生産技術研究所・教授<br>東京大学社会科学研究所・特任教授              |